

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和8年6月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番 石本 晋也	2 番 澤田 嘉之
7 番 山本 功	8 番 井澤 茂治
10 番 田中 安弘	11 番 山本 千恵子
12 番 田中 吉照	13 番 杉本 邦子
16 番 杉嶋 秀美	17 番 森島 隆詞
18 番 井上 和也	19 番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

5 番 田中 正博	9 番 中川 茂成
-----------	-----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番 野秋 眞秀	4 番 堀内 大
-----------	----------

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6 番 中村 正	14 番 新司 吉行
15 番 松尾 清敏	
事務局	森田 吉弥
	西置 雄一
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

16 番 杉嶋 秀美	17 番 森島 隆詞
------------	------------

9、閉会の日時 令和8年6月5日午後2時30分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和８年第６回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は１４名中１２名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は５名中２名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、１６番杉嶋秀美委員、１７番森島隆詞委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案第１号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、１ページをお開きください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。１番でございます。

 【 提案説明 】

 １ページにお戻りいただき、２番でございます。

 【 提案説明 】

 １ページにお戻りいただき、３番でございます。

 【 提案説明 】

 以上でございます。

議 長 本件の１番、２番については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

澤 田 ２番、澤田です。

 本件につきまして、６月４日に、事務局の岡田さん、西置さんと申請のありました現地を確認しました。

 当該地は農地として適正に管理されておりました。今後は耕作が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

 以上です。

議 長 ありがとうございました。

 本件の３番については、地区担当委員の井上副会長が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 上 18番、井上です。

本件につきまして、6月4日に、事務局西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案でございますが、申請者より取り下げの申し出がありましたので、本件についての審議は行わないこととします。

議 長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございますが、7ページから10ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より、7ページから10ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 6ページをお開きください。それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

7ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて８ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて９ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１０ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上、４件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは７ページから１０ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、７ページから１０ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。７ページから１０ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。７ページから１０ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続きまして、１１ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、井上副会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より、１１ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 １１ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは 11 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、11 ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。11 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
井上副会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井上副会長にお伝えします。11 ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続きまして、12 ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、森島委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局より、12 ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 12 ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは12 ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、12 ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。12 ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。
森島委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 森島委員にお伝えします。１２ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続いて、１３ページから１８ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 １３ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１４ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１５ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１６ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１７ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて１８ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上、６件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第３号、１３ページから１８ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号、１３ページから１８ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、３０ページをお開きください。報告第１号、農地法第１８条第６項の規定

による通知について、でございます。1 番でございます。

【 内容報告 】

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、32ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1 番でございます。

【 内容報告 】

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、34ページをお開きください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1 番でございます。

【 内容報告 】

34ページにお戻りいただき、2 番でございます。

【 内容報告 】

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
 令和8年7月6日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんの
 ご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和8年7月6日月曜日午後1時30分からと決定いたしま
 す。
 後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
 本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
 委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
 りありがとうございました。
 これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分